

Title	イエメン・ラスール朝時代の商人の一類型 : qadi Amin al-Din Muflih al-Turkiの場合
Sub Title	An official merchant in the reign of al-Nasir of al-Rasulids : gadi Amin al-Din Muflih al-Turki
Author	家島, 彦一(Yajima, Hikoichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1975
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.46, No.3 (1975. 2) ,p.81(305)- 98(322)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19750200-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イヒメン・ラバール朝時代の商人の一類型

—*qādī Amin al-Din Muhibh al-Turkī* の場合—

家 號 彦

序

本稿は一九七〇年、フランス・パリ国立図書館 Bibliothèque Nationale にて、筆者によって発見されたイヒメン・ラバール朝史に関する新脚本 Ms No. Arabe 4609, ff. 86~74b による研究の一端である。この脚本は巻頭・巻末部が欠損しており、作者・書名・編述年など不明であるが、その記載内容を検証するに当りて、作者は、おもむらくラバール朝第十一代スルターン al-Malik al-Zāhir (在位 A.H. 831~42/A.D. 1428~39) に仕えた者である旨(同上題 (A.H. 840, Ramadān~841, al-Muḥarram) 頃) とされる。記載内容はハマフ朝 Banū al-Ṣulayhi (A.H. 439~532/A.D. 1047~1138) の 'Ali b. Muhammad による統治 (A.H. 439/A.D. 1048) からハマール朝スルターン al-Malik al-Zāhir (在位 1 回目) 時代 (A.H. 840, Jumādā I) までの遷年形(年号と年)が記されている。しかし、ハマール朝スルターン al-Malik al-Nāṣir (在位 A.H. 803~27/A.D. 1400~24) 以降 al-Malik al-Zāhir の記載が原本全体の三分の一以上占めるが、従来から知らなかった唯一のハマール朝年代記 al-Khaṣraji, *Kitāb al-Uqūd al-Lā'i'u wīya fī Tarīkh al-Dawlat al-Rasūlīya* の記述 (スルターン al-Malik al-Ashraf の死去 A.H. 803/A.D. 1400 以後終り) 以下の所叢《ハマール朝文献史料の新旧期》を埋め貴重な史料的価値

をもつてゐる。従つて、この新写本の発見は、これまで史料不足のために等閑りにされてきたラスール朝後期（1400年以後）の歴史研究を進める上で極めて重要な意義をもつてゐると謂えよう。また筆者が研究課題としているポルトガル来航前、十五世紀におけるインド洋通商史の研究の上からも、この写本は数多くの貴重な史料を提供する。なお、この写本の概要については拙稿「イエメン・ラスール朝史に関する新写本」（『アジア・アフリカ言語文化研究』七号、八号）を参照されたい。

インド洋周辺の商港都市は、その内陸部を中心をもつて農業を経済基盤とする国家の支配下に従属した場合が多く、従つて港市での貿易取引、関税 '*ushūr, maks, qit'a*' などもつて運ばれる財富は国王や支配階級の収入の一部を占めるにすぎなかつた。ところが al-Qalqashandi は、その著 *Subḥ al-Asḥā* の中で Ibn Faḍl Allāh al-Umari の *Kitāb Masālik Absār fi Mamālik al-Anṣār* を引用して、イエメン・ラスール朝がインド洋と紅海を結ぶ海上貿易に依存する通商国家的特徴をもつてゐた諸点を列挙している。⁽¹⁾ それによると、ラスール朝は、地理的好条件に恵まれて、その國家財政の大部分をインド、エジプト、エチオピア方面から來航する貿易船や商人達に課せられた関税によって得てゐる。す（*Subḥ., V, pp. 7, 35*）'Adan はイエメンの王の宝庫（V, pp. 10~1）' 貿易に従事するイエメン商人層が社会的に重要な地位 *mawdī jaṭīl* を占めている、なぜならばイエメンの国庫収入の多くは彼ら商人達に依存しているからである（V, p. 35）。ラスール朝は Sanā'a に都するイマーム国家よりも財政面では富裕である（V, p. 35）。関税、両替手数料が安（V, p. 36）。イエメンの王侯達はエジプトやシリア方面からの色々な職種の親方 *arbāb* や職人達を招く（V, pp. 36~7）。等について説明している。では、ラスール朝は通商国家として、農業を経済基盤とした国家と云がつた如何なる特殊な構造、例えば王、支配階級と商人、ナーホーダ⁽³⁾及び商業との結びつき、主要港市 Adan, al-Ahwāb, al-Shihr, Zufār な

どにおける商業取引・関税徴収のシステム、交換商品との市場構造、市場的⁽⁶⁾商品生産、エジプト・メソカ・インダ諸国との外交・通商関係等をもつていたのではないか。これらの諸問題を解明するにとばイ・ムメン・ラスール朝の問題だけに留まらぬ、経済基盤を海上貿易に依存するハンド洋周辺の国家や商港都市——例へばマラッカ⁽⁸⁾、Kanbaya⁽⁹⁾、Kaliqūt⁽¹⁰⁾、Hurmūz⁽¹¹⁾、Kish⁽¹²⁾、Zufār⁽¹³⁾、Muqadishū⁽¹⁴⁾などと共通した構造を理解するにじゆく深く関連していると言ふよう。なぜなられば、イスラムの成立後、印度洋の周辺地域は、イスラム世界の政治・経済・社会的諸条件の影響を甚しつかながら、緊密な相互関係において結ばれた共通の通商圏として形成され、展開していくたと考へられるからである。⁽¹⁵⁾

以上のような筆者の研究視点をもとに、本稿は前述したラスール朝新写本(以後Ms.と略す)の中からラスール朝第八代スルタン al-Malik al-Nāṣir の時代に活躍した商人 *qādi* Amin al-Din Muflih al-Turki の外交・商業的活動に関する記事を紹介し、同時代の具体的「商人」の性格を考える一枚料とした。

II

Amin al-Din に関する最初の記録は次の al-Khazraji によるものである。1回〇〇年二月(A.H. 802, Sha'bān)⁽¹⁶⁾ ラスール朝・スルタン al-Malik al-Ashraf (A.H. 778~803/C. 1377~1400) の外交使節 *safir al-sultāni* としてハーバーに赴き帰国した、とある。

[A.H. 802] Sha'bān 七日、金曜日、インダの君主から贈られた贈物がある。Muflih al-Turki が召されたスルターン〔al-Ashraf〕の使者が到着した。⁽¹⁷⁾

スルターン al-Malik al-Ashraf 時代の彼の活動を示す史料はこれが唯一である。その生い立ち及び商人活動の開始について明確でない。だが、ヴァチカン図書館所蔵の al-Khazraji の著書 *Code Vaticani Arabi* 1022 によれば、右記の記事は、「……スルタンの使者・ナーホーダ al-nākhūdha の Amin al-Din Muflih al-Turki が到着した

(f.233b)。」 ふねの、彼がスルタンの使者及びナーホーダとして同一人に結合された役目を認めらるに事がである。

ナーホーダ *nākhūdha, nākhuda* は貿易船を所有する船主であり——船の購入は富裕商人及び荷主との合資による場合が多かった——実際に船に乗りこんで積荷の管理、船員、乗客達の管理・統制、航路及び入港先の決定、入港地での税関等の事務手続、積荷の販売、購入等について全権を有していた。⁽²⁰⁾ Amin al-Din は al-Malik al-Ashraf の時代から既に数名の商人達と共に船団を編み、対インダ貿易に従事していた有力なナーホーダの一人であったと考へられる。 al-Malik al-Ashraf の歿後、al-Malik al-Nāṣir が即位すると、Amin al-Din はアラブール朝国家と密接に結びついた。先ず al-Shihr の地方官に任命された。

〔E〕 一回〇六年九月一一日 (A.H.809 Jumādā I, 8日) 'qādī Amin al-Dīn Muflīḥ al-Turkī は al-Shihr に任命されて出發した (Text, p. 76)。

al-Shihr は北からベニマウト地方の重要な港であり、またイハッ洋を横断する船舶によるの寄港地として盛んで、アヌール朝の四大貿易港の一つであつた。⁽²¹⁾ Amin al-Dīn がこの地 al-Shihr の地方官 (governor al-nāṣir) に就任したことは、次に述べる當時の情況を考え併せると興味深く。Ms & Yahyā b. al-Husayn が伝えてゐる様に、一回〇三一四年 (A.H.806) 一回〇四一～一回〇五年 (A.H.810～15) Tihāma 地方の治安が乱れ、住民が大挙叛乱をやむこゝ、またアラブ諸部族 Jahāfil, al-Ma'āziba, Yāfi' 及びザイдаー連 al-Zaydī, Imām al-Zaydīya が Zabīd, 'Adan や襲撃・掠奪し、国内の幹線道を分断したため、イハッ方面から來航する船舶が途絶えた。'Adan 港に入港する貿易船から得られる関税收入と商品取引はアヌール朝国家にとって終始重要な經濟的基盤であったので、前述 'Adan 港への外国船の来航が途絶したことば、国内叛乱の鎮圧のために多額な軍事費を必要としたことだ al-Malik al-Nāṣir は重大な問題である。⁽²²⁾ だから。なんど al-Malik al-Nāṣir は必要な軍事費を 'Adan & al-Ahwāb に来航する貿易船・商人達に対する苛酷

な関税や積荷没収などの強行措置に求めた。しかし、その結果、ラスール朝の経済基盤であった国家と商業との紐帶はたち切られ、急激な歳入の減少をまねいた。イエメン史の著述家達、マムルーク朝の歴史家 al-Maqrizi, Ibn Taghribirdi やクレンタ商人 Piloti などは等しく al-Malik al-Nāṣir による商人達に対する不当弾圧、苛酷な關稅徵収やイエメン国内の政情不安について言及している。⁽²³⁾ した情況の中、al-Malik al-Nāṣir は対インダ貿易が ‘Adan 港のみに集中するのを避け、Zabid の外港 al-Ahwāb に新港 *bandar jadīd* を建設すると共に (Ms. 1068 新港は一回一九年五月 A.H. 822 Jumādā I 月開始された)、al-Shihr に貿易業務に精通したナーホーダ Amin al-Din を派遣した、と考えられる。この事実は al-Malik al-Nāṣir が中継貿易を活発にして、國家収入の増加を図ることとする努力を続けたことを物語っている。⁽²⁴⁾ Amin al-Din がこいつは al-Shihr の地方官として留められたかは明らかでないが、次の二つの記事は彼が国内叛乱の鎮圧のためにスルタン軍と共に出陣し、ヒュヌイマー・ザイデー *Imām al-Zaydī* との和平交渉の使者として活躍したことを見出せる。

[II] わが君主スルタン al-Malik al-Nāṣir は一度にわたり [al-Hanka の] ‘abid 達と対戦するため軍事拠点 *al-mahattā* に匿り、彼のをやの地方から追放し al-Hanka の所持品を奪った。一方、彼の ‘abid 達は〔スルタン〕軍団に抵抗したが彼らのつかの三人が殺害された。ナーホーダ Muhibh al-Turki が従軍する〔スルタン〕軍団が攻撃を加えた〔からである〕。〔心ねば〕 一回〇八九年 (A.H. 811) のことだ (pp. 80~81)。

[III] 一回一一年一月十五日 (A.H. 813 Dhu'l-Qa'da 1日)、*qādī* Amin al-Din Muhibh al-Turki さんが君主スルタハ al-Malik al-Nāṣir くの進物としてイヤームの所有する馬を伴って到着した (p. 86)。⁽²⁵⁾

[II] の史料は前述した al-Khazraji のガアチカン日本に見られた如く、彼が引続かナーホーダと呼ばれていだことを示している。

アヒー・1回11年(A.H.815)以後のAmin al-Dinと闇する記事は、いづれも彼が Judda と Yanbu' (メディナの外港)に向かうイヒメン貿易船団の指揮官として、またエジプトの外交使者として al-Malik al-Nāṣir 聖代の衰微し(1)の頃からスル朝経済を重建るために活躍した諸点について述べる。次に紹介する al-Fāsi al-Makki はアーメンカ族 Shīfā' al-Gharām bi Akhbār al-Balad al-Harām とし、Amin al-Din がナーボーダ及び al-Malik al-Nāṣir の外交使者としてのみならず、商人的性格を強くもつた点が述べられてゐる。即ち、al-Fāsi はメシカに於ける穀物価格の変動と伝染病に関する説明 dhikr shay' min akhbār al-ghalā' wa'l-rukhs wa'l-wabā' bi Makkat al-musharrafah 'alā tartib dhālikā fi'l-sinīn ① 1回11年(A.H.815)、メシカの穀物価格が一時的に下がった理由をのべて、「アヒーの理由」と記す。アヒメン船団の指揮官 mutawalli amr al-marākib al-Yamanīya, qādī Amin al-Din Muhib al-Turki al-Makki al-Nāṣiri が彼の所持していた食糧の一船を売却するよう命じたのである。彼は「[一船の食糧を]売却して価格を下げる一方、一部を喜捨として提供した(tasaddaq)。また彼の必要な分は自ら保持した」とある。

イヒメン、エジプト、シリア及びメシカ商人達の多くは聖地メシカ・メディナ向けの穀物取引によって莫大な利潤を得た。彼らはエジプト、イヒメンや対岸の Sawākin 附近で仕入れた穀物を紅海の輸送船 jilāb もしくは sanbūq に積んで Yanbu' と Judda に運び、穀物価格が高騰する巡礼月を待つて売却した。メシカのアーマールやシャリーフ達はメシカに集まつた穀物商人達から苛酷な税を徴収し、しばしばその積荷を強制没収した。

1回10年(A.H.813)、ラスール朝の大商人 Ibn Jumay' がメシカ巡礼をした際、メシカ・アーマール Hasan b. Ajlān は彼の財産を没収した。⁽²⁸⁾ その措置に憤慨した al-Malik al-Nāṣir はイヒメン商船の Judda 港を禁止してメシカとの貿易関係を断つと共に、メシカのアーマール権を Hasan から奪取し、また計画する Rumaytha b. Ajlān を積極的に支援した。⁽²⁹⁾ 前述した Amin al-Din 一行のメシカ訪問は1回10年(A.H.813)と貿易関係が断絶して以来一年ふ

りじめに、彼の任務は Hasan によって Ibn Jumay' への賠償金三万ダスカールを毎年一万ダスカールの割合で支払わせるための取り決めとしていた。⁽³¹⁾ 一回一三年六月 (A.H. 815 Dhu'l-Qa'da)、メッカ到着の後、Amin al-Din は予言者のモスク al-Masjid al-Harām に於いて Hasan との上記の約束を決めた。Ms は、この取り決めが成功し、一回一三年六月 (A.H. 816 Rabī' I) Amin al-Din はメッカから商人達を伴ない、また Hasan から徴収した賠償金をもってハーメンと戻った。⁽³²⁾ al-Malik al-Nāṣir はこれを悦び来航した商人達に課す規定の闊税 'ushnūr を免除した、と記している。

IV qādī Amin al-Din Muhib al-Turki はメッカから商人達を率いて、まだ〔メッカの〕sharīf Hasan^{b.} al-Jalān が qādī Wajih al-Dīn b. Junay' から没収した金を持って到着した。それは榮誉ある来着であった。マルタハ al-Malik al-Nāṣir は厚遇の限りを以て彼 (Amin al-Din) を迎え、また一緒に到着した商人達に対する態度も異なっていた。わが君主ベニタンはその年に来着した〔外国〕商人達への闊税 'ushnūr を免除し、また港湾 banādir 及海岸にこもるぐれの調査官達 mutaṣṣarifūn と命じて、あぐれての商人達並びに小売商達 al-mutasa-bibūn とせ、みな努めて公正と温情をもって処遇するよう命じられた。それは一回一三年六月 (A.H. 816 Rabī' I) のことである (pp. 90~91)

同年、Amin al-Dīn が再び、商人達の指揮官 al-mutaqaddam としてメッカに向った。しかし前年の約束を破つて Hasan のト選達 ghulām はハーメン 商人達を冷遇し法外な税を要求した。⁽³³⁾ Amin al-Dīn は商人達の訴えを聞いて Hasan とのよつた不道行為を改めるものと抗議した。Hasan との折衝が失敗に終つた後、Amin al-Dīn は帰国の途上、Haly と金舟の Rumaytha b. Ajlān と別れ、彼は al-Malik al-Nāṣir に正か否かなどに回答してハーメンに戻った。⁽³⁴⁾ 今回、Amin al-Dīn はハーメンに歸郷は一回一四年五月十九日 (A.H. 817 Rabī' I 9日) であった。Ms は

彼が大商人達及び沢山の進物を携えて帰った、と記されている。

V] qādī Amin al-Dīn Muhibh al-Turki が大商人の一団及び進物を携えてメックカから到着した。その進物は四〇人のマムルーク、荷馬車用の馬 *akādīsh* ラバ、数々の奢侈品——アゼムフジアンキサンダリア製の綿織物、ガラス製の容器などであった。それは一回一回年五月二十九日 (A.H. 817 Rabī' I 9日) 月曜日のことであった。(p. 92)

メックカ側の史料に依れば、一回一五年三月 (A.H. 818 al-Muharram) の末、やむくは四～五月 (Ṣafar) に、Amin al-Dīn が貿易船団 *al-marākib wa'l-tarrārīd wa'l-mu'allifat wa'l-jilāb* を率いて再度 Judda を訪問した。⁽³⁶⁾ Amin al-Dīn の目的は先に al-Nāṣir が約束した通り Rumaytha b. 'Ajlān を支援するためであった。一方、Hasan が Hメン船から不正当な税 *al-zālla* を要求し、水の補給を拒否したため Amin al-Dīn 一行は止むなく Judda を離れた。⁽³⁷⁾ Yanbu' に向った。

Ms に依れば、Rumaytha が al-Nāṣir との会見の際、三〇頭の馬、三十五頭のラクダ、一百四分の食料等の供与を受け約束を得て、一回一四年九月 (A.H. 817 Rajab)、メックカに向けて帰国した。⁽³⁸⁾ al-Malik al-Nāṣir と Amin al-Dīn によつてもたらされた援助を得て優位に立った Rumaytha が、Hasan と次のよつた和平条約を結び、メックカ地方のアーリー権を獲得した。即ち、その条件が、① Hasan が 10万ドーハルバムを Rumaytha に渡すこと、② メックカのアーリー権を Rumaytha に譲ること、③ やの年 (A.H. 818) に Judda に来航する船舶から得られる収入は Hasan のものである、等々のことであった。しかし③のことで Hasan がその約束を履行せず、また一回一五年三月二十六日 (A.H. 818 al-Muharram 14日) Judda 港に於て Hジアト及ぶHメン商人達の積荷を強制没収したため、この条約は破棄された。⁽³⁹⁾ 既に一回一五年三月二十六日、Hasan が Judda 港に来航したHメン大商人 Kamāl al-Dīn Mūsā b. Jumay'、Hジアト及ぶ商人 *khawāja* Badr al-Dīn al-Muzluq 及び al-Shihāb Ahmad al-'Avni (*khawāja* Burhān al-Dīn b. Mubārak

Shāh の代理人 *wakīl* へも捕らえ、Ibn Jumay' からは七十ミスカール相当の商咲を、Ibn al-Muzluq からは三万三十イフランテー (ifranti dinār)、四十と ‘Ayni がいはその主人の金を没収した後、釈放した。このため、同年、メックラに向った巡礼者・商人達は Hasan による不当な没収を懲れ、また途中の交通・治安が甚しく悪化したため引返した。⁽⁴⁰⁾

一四一〇～一三一年 (A. H. 813～15)、イエメン・スルタンの Hasan との対立、またメックラ・アーリール権をめぐる Hasan al-Kārimi, al-Kārim によってメックラを経由してエジプトに向かうことを避けた。その結果、エジプトに運ばれる香料は極端に品不足となり、その価格は高騰した。一四一一年 (A. H. 815)、フランク商人達は例年通り香料の買付けのためにエジプトに来航したが、イスラム商人達は一四〇ティナール以下で売却することを拒否した。フランク商人達は一四〇ティナールほど譲歩したが拒否されて、口もなく香料を全く購入せずに帰国した。⁽⁴¹⁾ こうした情況を知ったマムルーグ朝スルタン al-Mu'ayyad は、先ダマス商人 Ahmad b. al-Jawbān al-Dimashqi (al-Dhahabi) を委託してスルタン書簡をラスール朝の al-Malik al-Nāṣir のところ送った (Ahmad は、おそらく一四一三年六月 A. H. 816 Rabi' I, Amin al-Dīn と一緒にイエメンに着いた、と考えられる。前掲史料 IV 参照)。その al-Mu'ayyad 書簡の内容は、一四一〇年 (A. H. 813) 以来、メックラとイエメンとの対立及び al-Nāṣir による商人達への不当措置のためにカーリール商人達のハバブーム來航が困難になつて以来、從つて彼ら商人達を安全にエジプトに向かわせるべく *bi-tajhīz al-Kārim ilā Misr* の願請であるのであつた。しかし al-Mu'ayyad のこの要請は失敗に終つた。⁽⁴²⁾ ついで al-Mu'ayyad は商人 shaykh 'Ali al-Kilāni とスルタン資金五千ディナールを貸付けてイエメン王から直接多量の香料を購入しようと計画した。この翌、al-Malik al-Nāṣir は shaykh 'Ali の願求通りに香料の販売を認めた。その価格は五百個の五千元ディナールである。shaykh 'Ali は al-Mu'ayyad から借りた五千ティナール分の香料を購入した。この時、al-Malik

al-Nāṣir が ハジペー側の要求通り香料を貢献した理由は、al-Nāṣir のがた從来通りの Judda・メッカ経由ではなく、ハジペーとの直接通商を積極的に進めたからであつて。Amin al-Din がおもむくの使命のために一度、外交使節団の代表としてハジペーに遣された。

ハジペー側の史料にもれば、ベルタハ al-Mu'ayyad と Amin al-Din のふたりは、1回（大年11月）（A.H.819 al-Muharram 19日）Dār al-'Adl にて会合した。そこで Amin al-Din は禮物として繩、陶器、香木などの中のハジペーの贈産物、くわや乳香などを贈られた。al-Malik al-Nāṣir の書簡を朗読した。その後、Amin al-Din は al-Malik al-Nāṣir へ返答書簡及びハジペー側の使節 Bektemür al-Sa'īdī と一緒に 1回（大年11月）（A.H.820 Rabi' II 25日）ベヒメハに向けて歸國した。⁽⁴⁵⁾ Ms は 1回（大年11月）（A.H.820 Dhu'l-Qa'da 22日），Amin al-Din はハジペーから進物を携え、個人の1回（大年11月）（A.H.820 Dhu'l-Qa'da 22日）の書簡（p.102）。

[VI] qādī Amin al-Dīn Muflīh al-Turkī はハジペー地方 al-diyār al-Miṣriya から派遣され、進物を携えて歸國した。また彼と一緒に個人の1回（大年11月）（A.H.820 Dhu'l-Qa'da 22日）の書簡（p.102）。

その翌年、al-Malik al-Nāṣir はベルタハ Amin al-Dīn をハジペーに派遣して、メシカ・トーマス Hasan の監護下 al-Mu'ayyad と協議を行つた。⁽⁴⁶⁾ al-Fāsi al-Makkī は、その事情を次の様に述べてゐる。「その年（A.H.821），al-Malik al-Nāṣir はハジペーの使節 al-Malik al-Mu'ayyad と一緒に書簡を送つて Hasan b. 'Ajlān の情況について説明した。ルーハのたゞ al-Malik al-Mu'ayyad はまた al-Nāṣir の使節 qādī Amin al-Dīn Muflīh al-Turkī を連れて書簡を送り、Hasan の生 [al-Nāṣir は] 支援を求める、その情況について説明したが、だらうである。⁽⁴⁷⁾

この様にベヒメハハジペーの接近を取つた Hasan b. 'Ajlān は娘の Rumaytha の和平を進めたが、

Judda に入港する船舶・商人達を厚く迎えて関税を軽減するなどの措置をとった。al-Fāsi al-Makki は一回一八年(A.H. 821) の Judda 港の情況を次の様に説明している。「〔A.H. 821、イエメンの〕スルタン [al-Nāṣir] の許可にもとづく〔イエメン〕商人達の Judda 入港が解除されていなかつたにもかかわらず、例年より多数の商人達がイエメンから Judda に来航した。つまり、同年の Safar 月に商人達が Judda に入港したのはイエメン・スルタンの許可にむづぐく〔出航の〕ものではなく、ただたまたま Judda に立寄りながら Yanbu' に直航することができたため、彼らはその船団を統制する指揮官達の判断だけによって〔臨時に Judda に〕入港することができたのである。従来は、Judda を通過するところがイエメン君主の決定と一致した。彼ら商人達が Judda に入港してみると、shārif [Hasan] の代理官達は彼ら〔の入港〕を妨害することなく、むしろ shārif [Hasan] はスルタンの積荷に課す規定の税についても優遇し、その一部を免除し、必要な分についても「それを徵収することを」記した。イエメン・スルタンはその措置に驚き、商人達に Judda へ向かうよう指令を下した。そこで彼ら商人達は先きに述べた如く、再度 Judda をめざした。彼らは巡礼の後、何んの略奪をうけることなく無事に彼らの国（イエメン）に戻った。⁽⁵⁰⁾

以上、Amin al-Dīn については敍上の記事をもじりすべてであるが、その断片的記事によつて彼の行動の姿を考へてみると、次の諸点が指摘出来よう。

〔元來、彼はインド洋と紅海を結ぶ航海と貿易に必要な諸船の知識に通曉したナーホーダであった。〕

〔商人達と一緒に船団を編み、その指揮官としての役目を掌つた。ラスール朝スルタン al-Malik al-Nāṣir が彼をイエメン貿易船団の総指揮官 *mutaqaddam al-marākib, mutawalli amr al-marākib* として重用したのは、彼が他のナーホーダ、船員や商人達の協力・統制を保つことに習熟していたこと、また各地の商品市況の予測に優れていたため、と

考へられぬ。

〔彼は大量の穀物を自ら所有する商人的性格をもつていた側面が認められる。〕

〔al-Malik al-Nāṣir 正式の衰微しておるラムール朝の対外貿易を再建して、その財政的基盤であった關稅と貿易取引による収入を増加せしめために、彼は al-Malik al-Nāṣir の使者として市場の開拓と外国商人達の来航を促進せらるための役目を担つた。〕

以上が Ms を基本史料として読みとねる Amin al-Din の性格であるが、今後の研究課題はこゝにしたラムール朝の特定商人達に関する類例を多くの文献史料において蒐集し、その具体的活動の姿を描いていくことであつて、同時にそこから中世イスラム商業史をめぐる諸問題の一端を解明することとなるであつ。

〔附記〕史料〔一〕はいづれも Ms によるものであるが、筆者による校訳本 *History of Yemen*, ed. H. Yajima, 1974 によるものである。訳文中の〔 〕は筆者が必要に応じて補いた部分である。

註

(一) al-Qalqashandi, *Subḥ al-Āshā*, 14 vols., Cairo, 1919
～22. al-'Umarī がハマフ地方に隸する福爾ムの *hakīm Salāḥ al-Dīn Muḥammad b. al-Burhān* に依つて記載された。 *Salāḥ al-Dīn* が「やうど」の情報をハーレル朝スルターン *al-Malik al-Mujāhid* の *kātib* *Tāj al-Dīn 'Abd al-Bāqī al-Yamāni* に托すところによると、*al-Qalqashandi* は彼の死後である。

Din は *Kitāb Bahjat al-Zamān* の著者であるが、現存の書 (Paris, Ms Arabe 5977 及び Muṣṭafā Ḥijāzī の校訳本 *Tarīkh al-Yaman*, Cairo, 1965) は *al-'Umarī* と *al-Qalqashandi* が引用された記載の全部がこの「マハメハ・ラムール朝史に関する新訳本」 pp. 105～6, note 2 に記述。

(二) 〔正統の具体的な例をイヒメハ取次と承りしもの〕 〔正統 (A.H. 720) ベハタハ *al-Malik al-Mu'ayyad* の父ハシド・ハジアの技術者 *Badr al-Dīn Ḥasan b. Ahmad b. al-Mukhtār* が来た (*Uqud*, I, p. 435; *Bahjat*, Ms, f. 115a),

一三八六年(A.H.788)アレンキサンダリアの綿織工がイエメンへ移住した('Uqūd., II, p.186; Abū Makhrāma, *Tarīkh Thaqhr, Adan*, I, pp.4~5)などが導かれた。

(3) nākhūdhā, nākhudhā, na wākhidh. 海運は海運經營における人的要素として、(1)船航所有者の船主、(2)船舶を実際に運

用する船長・操縦者、③荷主が截然と区分されていたのではなく、一般に端緒的形態では船主は同時に船長であり、また荷主と船を共有する場合が多かった。ナーホーダは船主であるが同時に航海上の、経営上のさまざまな責任をおつていた。しかしナーホーダは船の航行・操縦のみに専念する mu'allim とは

明瞭に区別されていた、と思われる。現在、ペルシア湾・南ア

ホーダは商人＝荷主＝船主から船の経営を委託されて、積荷の輸送・管理・販売などの面で全責任をもつ人を指して呼ぶ、矢張り船の操縦者 mu'allim もまたこの範囲に含まれる。G.R. Tibbets, *Arab Navigation in the Indian Ocean before the Coming of the Portuguese*, London, 1971, pp. 60~61; A. Villiers, Some Aspects of the Arab Dhow Trade, *The Middle Eastern Journal*, 1948, pp. 399~416, Hourani, *The Arab Seafaring*, pp. 112~113 参照。

4) ラスール朝の国家経済は、スルタンと少數の富裕商人達との counsel によって運営されていた、と想われる。なぜならスルターン朝のスルターン Malik al-Ashraf, Malik

イエメン・ラスール朝時代の商人の一類型

al-Afdal & al-Malik al-Nāṣir の時代の wazir, 'Adan 港の wālī, nāzir 達の多さは同時に大商人 *a'yān al-tujjār* であり、その中でもカーリー^{ムスリム}一商人達が多数を占めた。ラスール朝が商業國家として発展する上でカーリー^{ムスリム}一商人達が大きな役割も演じたと考えられる。Ibn Jumay', Ibn al-Hibbi, Ibn al-Fāriqī, Ibn al-Hulays, Ibn Khaṭbā, Ibn al-Hāshimī などの代表的イヒメシ商人達の家系は相互に共同・合資や婚姻関係によじて結ばれていた。詳しくは筆者の学位論文『ムエメン・ラスール朝史に関する新写本の校訂とその史料価値の分析』所収「'Adan の wālī と nāzir について」(pp.130~142) 参

也 Ibn al-Mujāwir, *Ta'rikh al-Mustabṣir*, I, pp. 140~3
及の Hasan b. al-Husayni, *Mulak̄khaṣ al-Fitan wa'l-
Abāb wa'l-Misbāḥ al-Hudā li'l-Kuttāb*, Ms Ambrosiana,
NFH, No. 130 (S. P. 61) 細略。もと後編、元の書名は
Qajar 1回11年九月 (A.H. 815 Jumādā II) と記載したが
(f. 5a)、心の如きはハーレー朝のベニタハ al-Malik al-Mu'
ayyad と al-Mujāhid 直ちの繼承者と見られる。原
書の *bi-hat̄t al-marhūm al-Sultān al-Malik al-Mu'ayyad*
(f. 20b), *fi dawlat al-Sultān al-Malik al-Mu'ayyad*
(f. 22a) とあるが A. H. 701, 726, 736 の記事 (ff. 20b~
21a) が既に記載。ハーレー朝の書籍の題目と同一。

(三一七) 九三

1110 | ~11世(A.H.701) ゾ 'Adan ル爾瀬シヤカーニー
ト人 'Ali b. al-Halabi b. Kūlam ルスルトアラビアの
税率や税額を算出する(f. 20b)。

(ω) ヘムスの代表的輸出用語は、**ダル**①San'a の衣料品
ト闇 dār li-'amal al-thiyāb (Idrisi, New Ed., I, p. 53),

②Zabīd ③ハマド・ハマドの運送費 dārūb al-afā-
wiya al-hindīya wa'l-matā' al-ṣīnī (Idrisi, New Ed., I,
p. 53), ④Shākir (San'a ルマド・ハマド) ⑤ダル dār
ṣinā'at al-adūm (Idrisi, I, p. 53), ⑥Adan 及び Ara ⑦
ダル dār al-madābiqh (I. al-Mujāwir, pp. 97~
98, 120; I. Hawqal, I, pp. 36, 43; al-Muqaddasi, p. 95),
等に幾つも記載がある。

(η) Ms. 1202 ハマド朝ヒタクの通商關係を示す
が、粗穲「ヘムス・ハマド朝史と國別貿易」pp. 179~
180 及び「十五世紀におけるイラン洋商史をめぐる」(『大
歴程遠征分隊のヘムス訪問について』)(トジム・トマリ
カ)「語文化研究」八号) 参照。

(∞) マラッカの商業国家的性格を示すが、和田久徳氏による
「15世紀「東南アジアの社會と國際の變貌」」(『東洋史研究』第
77號 pp. 437~97), 「マラッカ王国の海上貿易」(『大航海時代
叢書』第77號), M. A. P. Meilink-Roelofsz, *Asian
Trade and European Influence*, The Hague, 1969, pp. 27
~115; M. A. P. Meilink, 'Trade and Islam in the

Malay-Indonesian Archipelago prior to the Arrival of
the Europeans, *Islam and the Trade of Asia*, ed. D.
S. Richards, Oxford, 1970, pp. 145~155; O. W. Wolters,
The Fall of Srivijaya, Singapore, 1970, pp. 108~171 が
詳。

(σ) I. Battūta, *Rihla* (trans. H. R. Gibb), III, pp. 733~
34; I. Sa'īd, *K. Bast al-Ard*, Ed. J. V. Ginès, Tétuan,
1958, p. 53; Tomé-Pires, (トメ・ピレス・東方諸國誌) 大輔
譯書(翻訳) pp. 97~118; Barbosa, *The Book of Duarte
Barbosa*, Trans. by M. L. Dames, London, 1918, 267~
70 詳。I. Battūta ゾ Kanbāya ハ Mudbil ジ大ト人 Tāj
al-Dīn b. al-Kūlāmī ジ國遷徙のト人 Tāj al-Dīn
ゼフニヤーーート人 'Izz al-Dīn 'Abd al-'Azīz b.
Mansūr al-Halabi al-Kūlāmī ジ國ト人物ゼフニヤーー。彼はト
シテの王城、ゾスムト、ヘムス、ハマドの諸國を廻遊した大
ト人ト人(A.H.701) Kūlam ルマド・ハムスヒト國着して、
スムスム al-Malik al-Mu'ayyad ゾ國の體育品セサムスム
だ (Mulakhkhaṣ, f. 20b, *Bahjat*, Ms. ff. 90b~91b, 'Uqūd,
I, p. 350 ゾ A.H.703)。彼のヒマトと帽體を示すトト
al-Maqrīzī, *Sulūk*, II, pp. 132~33; I. Hajjar al-Asqall
āni, *Durrar*, II, pp. 493~94; al-Dhahabī, *Zayl 'Ibar*, ed.
S. al-Munajjid, Kuwait, 1960~66, p. 75; I. Taghrībīdī,
al-Nujūm, IX, p. 229 詳。

(10) 抽稿「イハッ洋通商ヒトヒメハ」 p.132 (note 63) 参照。
(11) Kish せ十一年紀以後、Sirāf に代りてマルント湾第1の
海港ヒヒテ蘇米ル、併シ Sirāf が移住したマルシア系商人
・船乗り達ヒモヒテ貿易が漸加ゼリヒテ繁盛ル。〔抽稿
「イハッ洋通商ヒトヒメハ」 pp.130~37 参照。〕

(12) 「マハッ洋通商ヒトヒメハ」 pp.142~3 (note 109) 参照。

(13) 例えザ I. Batṭūta, pp. 374~78 の記事参照。

(14) イハッ洋、ヒヒミルの西海域（ヤマロハ、マハッ西地中海、
ペルシア湾、南アフリカ、紅海、東アフリカ）は緊密な相互関
係ヒモヒテ結ばれた単一の通商圏であった、と考スル。政
治、宗教的な亡命、支配権の交代、文化交流の場ヒモヒテイハッ
洋が重要な役割を演じた点ヒモヒテ今後もヒテ究明されね必
要ガアル。このように筆者の立場は、イハッ洋全体の歴史的展
開過程を《環イハッ洋史》ヒヒテ黒煙ヒモヒテある所ヒモヒテ。
「イハッ洋通商ヒトヒメハ」 pp.120~22 参照。

(15) 本稿で使用のトキベトは筆者の校讎本（学位論文II）ヒモ
ヒタ。

(16) Amin al-Din の他、al-Malik al-Nāṣir の御臣相人ヒトヒ
テ忠誠ヒトヒテ Umar b. Aḥmad b. al-Ḥaddād al-Ta’izzī ヒ
Ibn Jumay' が知スル。Umar がカムの貿易を専司ヒトヒテ、
數任職 al-Malik al-Nāṣir のために商業取引を行ヒテ、釋義
rīzī が曉スル。1回〇六世 (A.H.811) メッカヒトヒテ、1回〇
〇世 10~11世 (A.H.813 Rajab) 死去 (al-Fāsi al-Ma-

kkī, *al-Iqd al-Thāmin*, ed. M. Ḥamīd, 8 vols., Cairo,
1958~9, VI, p.285; al-Sakhawī, *al-Daw'*, VI, p.74)。Ibn
al-Jumay' (Wajih al-Dīn) ヒヒテ「十四世纪ノ
マハッ洋通商取引スル」述。

(17) 'Uqūd., II, p. 310.

(18) 印本ヒダ輯外、無題ヒタルヒテヒテ。A.H.892 Rabī'
II, 11月編。G. Levi della Vida ヒモヒテ、ウの印本ヒ
al-Kha-

zraji, *al-Kifāyat wa'l-Ālām* 1864年ヒタルヒテ。品鑑
ヒモヒテ A.H. 803 Rabī' I ①説明ヒテ終ス。

(19) 海賊記(?) 参照。

(20) *Mulakhkhaṣ*, f.15a ヒタルヒテ、ヒカル朝の中国貿易地
ヒモヒテ 'Adan, 'al-Ahwāb, Zufār, al-Shīhr ヒモヒテ。

(21) Text, pp.68~70, 73~74, 77~79; Yahyā b. al-Ḥusayn,
Ghāyat al-Amāni, ed. A. F. 'Āshūr, Cairo, 1968, pp.560
~61 参照。

(22) al-Ahdal (*K. Tuhfat al-Zamān*, Ms. Brit. Mus. Or.
1345, ff. 310b~11a) ヒモヒテ Jabal Qawārīr ヒヒテ多數の頭領ヒ
テ、Jabal Qawārīr ヒヒテ多數の頭領ヒテ。

要塞を構築ヒテ、al-Zaydi ヒヒテ諸部族の侵入ヒテ備えたが、
ヒヒテの出費が多く、國家財源の耗減ヒテいたが、説明ヒテス。
(23) I. al-Dayba', *Qurrat al-'Uyān*, Ms. Bib. Nat., Paris,
Arabe. 6069, f.43a; Abū Makhrama, *Thaqhr*, I, p.12;
al-Maqrīzī, Ms. Bib. Nat. Paris, Arabe 1727, ff. 365a,
370b~71a; *Nujūm*, IX, p.362; Piloti, *L'Egypte au*

- Commencement du Quinzième Siècle.*, notes by P.H. Dopp, Cairo, 1950, pp.41~43; I. al-Ummād, *Shadharāt at-Dhahab.*, VII, p. 181; W. Heyd, *Histoire.*, II, pp. 445 ~46; A. Darrag, *L'Egypte*, p. 216 参照。
- (24) Text, p. 106.
- (25) al-Malik al-Nāṣir ドモの貿易振興策について、「ヘムル・ムルームーの歴史と闇の新序本」p.176 参照。
- (26) Ms. ルダーハ・エスラームのトマス諸部族と Imām al-Zaydi の軍隊との戦いにて多数の馬を戦利品として獲得した、その説明する記事が頻繁に見られる。ヘムル・ムルームーの軍事力は Zufār, al-Shihr & 'Adan の港からの専用の船とのせいで、ヘムル・ムルームー東方面に輸出され、その取引はハヌル朝国家・商人達と山積みのものとなつた。ヘムル・ムルームーのラヌル朝の征服事業の目的の一つは、おそらく輸出用の馬を獲得するためのものではないだか、と考えられる。『ヘムル・ムルームーの歴史と闇の新序本の校訳による史料価値の分析』所収「ハヌル朝の支那と馬貿易の重要性」pp.145~152 参照。
- (27) Akhbār Makkā, ed. F. Wüstenfeld, II, p. 318. 'Iqd. IV, p. 113 より、ヘムル・ムルームーの *mugaddam* Muhibh al-Turki は A.H. 815 Dhū'l-Qa'da メッカ (=Judda) に到着した。
- (28) 'Iqd., IV, pp. 109, 113.

(29) *ibid.*, IV, p. 113. ハヌル朝ではイエムル・ムルームーの貿易船の入港と積荷の取扱先がペルターンの指令によって決定された。後出註(42) 参照。

(30) 'Iqd., IV, pp. 118~119.

(31) *ibid.*, IV, 113~114.

(32) mutasabbibūn. 「大商人」、「中商人」の意。Ms. ルダーハ tājir (大商人) と表記。「大商人」の意について田川信也著「

(pp. 91, 98, 161)° A.M. Lapidus, *Muslim Cities in the Later Middle Ages*, Cambridge Mass., 1967, pp. 82, 268 参照。

(33) 1月11日 (A.H. 815 Dhū'l-Ḥijja) Ḥasan は Judda の貿易港 Jābir al-Harrāshi で税關が建立し解任された (‘Iqd., III, pp. 400~404, IV, 114; *Daw'*, III, p. 51)°

(34) 'Iqd., IV, pp. 117~118 によると al-Malik al-Nāṣir は Rumaytha と同様に Ḥasan の隸屬を罷免され、銀驕 (4 ghirāra makkīya) 50 dinār が付与された。Rumaytha はムルターンに隸屬を移譲した。Zabid へ旅行の後、メッカに戻った。

(35) akādish. kadish の複数。B. Kazimirski, *Dictionnaire*, II, p. 875 参照。

(36) 'Iqd., IV, p. 120.

(37) *Inbā'*, II, p. 56; 'Iqd., IV, p. 120.

(38) Text, p.94. 併せて前掲註(34)参照。

(39) *Inbā'*, III, p.56; 'Iqd., IV, pp.118~119; *Sulūk* (Ms), f.297b.

(40) Ms に依れば、「メシカに旅行したくないの巡礼者・小販

商人 *al-mutabbihiyūn* も、その途中、治安情況が悪くなると情報が入ったので戻った。なぜならば彼らは身の危険と財産を心配して戻ったのである。イヒメンの人達の中でも、1回1年1月 (A.H.818 Dhū'l-Hijja) 巡礼した人は、「さとのわからぬか」だ。(p.98) である。

(41) 同時期に於けるハメハ園区の叛乱の「Adan」の外因商人に対する不満懶怠については前掲註(2)~(3)参照。

(42) *Inbā'*, II, p.521.

(43) 'Iqd., III, p.25; *Daw'*, I, p.268; *Inbā'*, II, p.521, III, p.18.

(44) *Inbā'*, II, p.521. ハジーブの記事によると al-Mu'ayyad も Barsbay に先立つて商業の専門家としていたといふ。

かね。

(45) *Sulūk*, Ms. ff.298b, 308a, 325a; *Inbā'*, III, pp.140, 189.

(46) ハジーブの史料 Bektemür も Amin al-Dīn と一緒にハジーブペルトに居た。ハジーブペルトのアミン (A.H.822 al-Mu'barram) によると (*Inbā'*, III, p.189; *Sulūk*, Ms. f.325a)。

(47) 'Iqd., IV p.130.

マムルク・ハバール朝時代の商人の一類型

(48) ハジーブペルトのスルターンの指命に基いてここに貿易取引先、船舶の入港先が決定された。例へば、13

51年 (A.H.752) バルタハ al-Malik al-Mujāhid が彼が五1年 (A.H.752) バルタハ al-Malik al-Mujāhid が彼が

メシカ巡礼の際、ハジーブペルト 'Ajlān の妨害を致したため、以後、イヒメンの商人・船舶がメシカに回からんことを禁止

した ('Iqd., VI, pp.64~65, 171)。また1318年 (A.H.784) バルタハ al-Malik al-Ashraf もメシカの sharif 謙と安打ハハメハ商人達の Judda へ向かひんじゆる難事に、Sawākin へ入港するものと命令した (*Inbā'*, I, p.263)。

(49) nuwwāb al-shārif.

(50) 'Iqd., IV, p.128. ハジーブペルトの外交関係については 'Iqd., IV, pp.133~154 に詳

しき。1回1九年~110年 (A.H.822~23) の Judda 商の情況については 'Iqd., IV, pp.136~137 で次のやうに記述している。

「[1回1九年] 10月~11月 (A.H.822 Shawwāl) Hasan のやうにハジーブペルトの貿易商 *jilāb* が来た。ハジーブペルトの *Safar* 月 [ハジーブ] Ra's al-Mikhlaf が救助され

た al-Kārim の船団 *marākib al-Kārim* の積荷から徵收され、彼の金によつて莫大な利潤を得た。ついで [回年] Dhū'l-Qa'da 月の末には、「再び」 al-Kārimi 船団 *al-marākib al-Kārimiyā* が来航した。その船に乗りこんだ商人達は、Hasan が巡礼者達を歓迎するためメシカに戻った後、彼に一万イフランチヤーを呈上した。彼

は巡礼者達の中のおもだつた人達 *a'ayān al-hujāj* (の泊つて
いる所) を再度訪問して、何かと世話をやくと共に贈呈品の交
換をおこなつた。そこで人々はアッラーの御蔭^{アッハ}にて無事巡
礼をすませることが出来た。一四一〇年 (A. H. 823) の初め、
Judda に於いて、al-Kārimī 船団の中に Judda を避けて
Yanbu' に向かおへと望む一部の船との間に対立がおこつた。

アル・*sharif* Hasan は彼らに下船を命じた。彼らはこの事件
を一千イフランティヤーの金で解決しようとした。al-Kārimī 船
団の中のこの船と他の一艘は [Hasan による没収を] 忽れて
Yanbu' に向かつた。彼らはその地に下船した。同年 Safar
十四日、ハジपトの君王 al-Malik al-Mu'ayyad か *sharif*
Hasan のよとに書簡がたらわゆる中で Hasan のうした
やう方を非難した。」結局、マムルーク朝が東方貿易を推進し
てこゝ上り、メッカ・アーバル Hasan の存在は大きな障害と
なつた。Barsbay もメカ遠征、Judda 港の直接支配は
以上の過程の中で生まれた必然的帰着であつた、と謂ふよ。